

# 美郷町での「くらしごと」応援します!!

町では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、住まいや仕事、子育てなど暮らしに関する相談やサポートの体制を整えています。

ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事をサポートするための事業についてご紹介します。



## 結婚新生活支援事業

婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、住宅取得費用または住宅賃借費用および引越し費用の一部を支援します。

**対象費用** ● 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に結婚を機に取得した住宅の購入費、賃借した住宅に係る賃料のほか、引越しに要する費用

**助成金額** ● 新婚世帯が現に負担した住宅取得費用、住宅賃借費用、引越し費用を合わせた額で30万円を上限 ※勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となります。

### 対象世帯

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも39歳以下で次の要件をすべて満たす世帯

- ① 夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ② 婚姻日における最新の所得証明書から確認できる夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること
- ③ 助成金の交付後、町に5年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠を町におくこと
- ④ 夫婦ともに町税およびその他使用料等を完納していること(詳細については、町商工観光交流課までお問い合わせください)

## 美郷暮らし促進奨励金

令和2年1月から令和2年12月までに住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行った方を支援します。

■ベース部分 住宅の固定資産税相当額の3倍の額

■該当するオプション(①~⑤)をベース部分に加算

- ① 町内事業者施工の場合(10万円加算)
- ② 移住世帯(10年以上町外在住者)の場合(20万円加算)
- ③ 18歳以下の子どもが同居する場合(子ども1人当たり10万円加算)
- ④ 三世帯同居(孫世代が18歳以下)の場合(10万円加算)
- ⑤ 空き家バンク登録物件を取得した場合(10万円加算)

**対象者** ● 40歳未満の方または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方

**対象家屋** ● 令和3年度から新たに課税された家屋

**交付申請** ● 5月中旬に固定資産税の納税通知書が届いた後、美郷暮らし促進奨励金交付申請書に必要な書類を添えて、7月30日(金)までに町商工観光交流課へ提出してください。

### 交付要件

次の要件を満たす必要があります。

- ・町税およびその他使用料等を完納していること
- ・美郷町に定住(5年以上)することを目的に300万円以上の住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行い、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住すること

## 中小企業新分野進出応援事業補助金

町内企業の新たな分野に進出しての事業展開を促進するため、設備等導入費用の一部を補助します。

### ■補助対象者

町内において1年以上の事業実績があり、すでに行っている事業を継続しながら、日本標準産業分類の大分類(製造業は小分類)を越えて新分野に進出する企業

### ■補助対象経費

新分野の事業活動に要する機器購入、設備等導入経費で、その額が60万円以上であること(汎用性の高いものに係る経費は対象外)

### ■補助金額

対象経費の3分の1以内(上限額180万円、町内事業者から導入の場合は200万円)

### ■申請期限

- 第1回締切: 5月14日(金)
- 第2回締切: 8月6日(金)
- 第3回締切: 11月5日(金)

### ■申請方法

補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

### 交付要件

次の要件を満たす必要があります。

- ・進出する事業が補助対象外の業種に該当しないこと ※詳細は町商工観光交流課までお問い合わせください。
- ・町税およびその他使用料等を完納していること

## 起業者総合支援事業補助金

町内における起業を促進し、町内産業の振興および定住促進に寄与することを目的に、町内で起業する事業者を支援します。

### ■補助対象経費

事務所等の新築、増改築および設備の取得等に要する経費であって、対象経費の総額が100万円以上であること

※設備等の取得は対象経費の2分の1以下です。

### ■補助率

対象経費の2分の1

### ■補助上限額

180万円(町内事業者施工の場合は200万円)

### ■申請期限

第1回締切: 5月14日(金)

第2回締切: 8月 6日(金)

第3回締切: 11月 5日(金)

### ■申請方法

補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

## 空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介しています。空き家を借りたい、買いたい、事務所として活用したいという方が年々増えていきますので、興味のある方は町商工観光交流課までお問い合わせください。



## 空き店舗等活用家賃支援事業補助金

町内の空き店舗等の解消を図るため、空き店舗等を借り上げて出店する事業者に対し、賃借料の一部を補助します。

### 対象者

空き店舗等を借り上げて出店しようとする事業者

対象要件	補助内容
空き家バンクに登録してある空き店舗・空き家の借り上げに係る契約期間が4年以上であること	・1年目～2年目: 賃借料の2分の1以内の額(上限額5万円/月) ・3年目～4年目: 賃借料の4分の1以内の額(上限額2.5万円/月)

## 空き店舗等活用出店促進事業補助金

町内空き店舗、空き家、空き地(以下、「空き店舗等」という。)の解消および出店を促進するため、空き店舗等を活用して事業を行う者に対して費用の一部を補助します。

### ■補助対象者

○美郷町空き家等情報登録制度に登録された空き店舗等を購または賃借して事業を行う方であること

○申請者は空き店舗等の所有者の三親等以内の親族でないことなど

### ■補助対象経費等

### ■申請期限

第1回締切: 5月14日(金)

第2回締切: 8月 6日(金)

第3回締切: 11月 5日(金)

### ■申請書類

交付申請書、事業計画書、見積書 など

### ■申請方法

補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

補助対象事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額	交付条件
① 駐車場整備事業	空き地の購入者 または賃借者	工事費、委託費 (デザイン費含む)	2分の1	45万円 (町内事業者施工の 場合は50万円)	補助対象経費の 総額が25万円以上 であること
② 空き店舗等活用 事業	空き店舗等の購入者 または賃借者	工事費、委託費(デザ イン費含む)、機械設 備費、備品購入費	2分の1	135万円 (町内事業者施工の 場合は150万円)	補助対象経費の 総額が100万円以上 であること

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909